

# インターネットを介したいじめの対策

明治大学経営学部会計学科

4年12組6番内山一星

## 目次

はじめに

### 第一章 ネットいじめ概要

- 1、いじめ定義
- 2、ネットいじめの特徴
- 3、ネットいじめと傍観者

### 第二章 ネットいじめの実例

#### 第三章 対策の事例

- 1、政府、地域の対策
- 2、非営利組織の対策
- 3、民間企業の対策
- 4、SNS プロバイダ側の対策

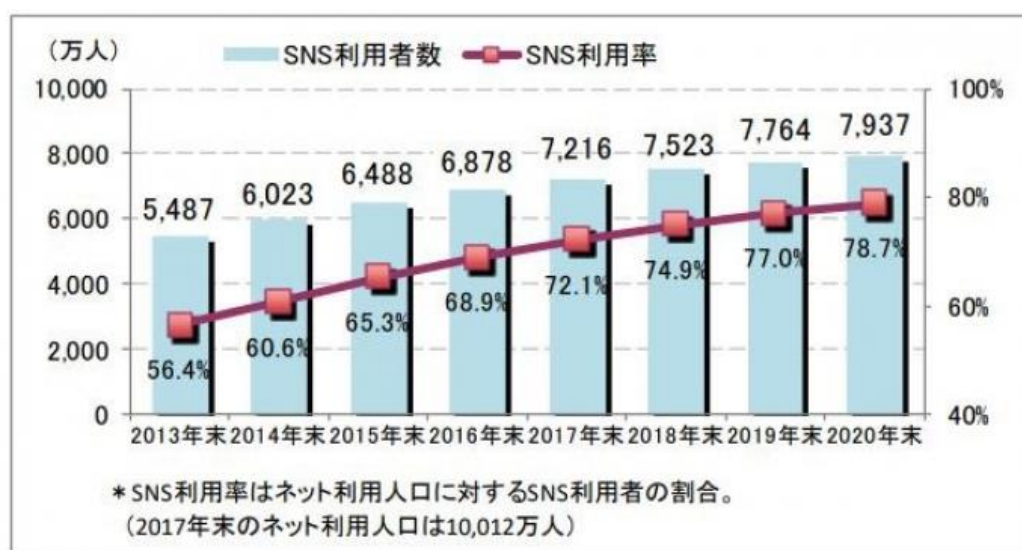
### 第四章 考えられる対策の形

おわりに

はじめに

ソーシャルネットワークサービス、通称 SNS という言葉が我々の間に浸透し始めたのも近年の話である。その形態は巨大掲示板、メルマガやブログのような個人発信のツールからタイムライン型、画像・動画共有にいたるまで、多様性を増している。誕生して歴史の浅い SNS は今もなお形を変えながら発展している。現代社会を生きる我々にとって SNS は生活の一部といっても過言ではない。図 1 にとると SNS 利用者数、SNS 利用率ともに年々増加傾向にある。

図 1 SNS 利用者数と SNS 利用率の推移

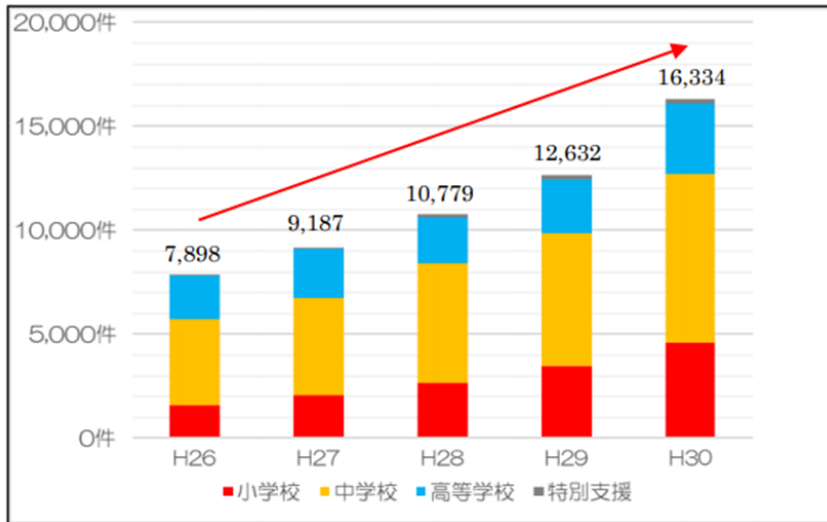


出典：ICT 総研 2018 年度 SNS 利用動向に関する調査  
<https://ictr.co.jp/report/20181218.html>

SNS は単に情報発信の場だけではなく、交流、ビジネス、自らの知見を広げることのできる場である。

しかし、SNS が多くの問題を孕んでいることも忘れてはいけない。匿名性という特徴が SNS 上での著名人への誹謗中傷を呼び自殺にまでつながってしまったケースも近年に起きた問題である。そして、この SNS の問題とは著名人のような目に見えるところでのみ起きる問題ではない。学生の間では SNS 等を用いたネットいじめが年々増加している。

図2 パソコンや携帯電話等を使ったいじめの認知件数



(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)

ネットいじめの定義に関してはいまだ様々な議論が行われており、定かではないが文部科学省「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集によると「「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。」<sup>1)</sup>と書かれている。これにならない本卒業論文ではインターネット等を通して行われる従来のいじめ定義(後述)に則した行為のことを指す。

時代の移り変わりとともに SNS が誕生し、交流の場は増えていった。それに伴いいじめの在り方も多様化してきているのが現状である。現代のいじめと行われてきた対策の課題に触れどのような対策が有効なのかを明らかにしていく。

<sup>1</sup> 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf) 2020/12/5 アクセス

## 第一章 ネットいじめ概要

### 1、いじめの定義

現在日本での「いじめ」(本論文ではいじめの対象を児童に絞る)の定義はいじめ防止対策推進法において次のように定められている。「この法律において「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」この定義は 2006 年度から文部科学省が使っているものとほぼ同じ内容である。しかしそれ以前は「①自分より弱い者に対して一方的に②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え③相手が深刻な苦痛を感じているもの」という定義が使われていた。いじめ定義に関してはこのようにいまだ改定が続いている。そのためにどこまでをいじめととらえるかという問題で統計以上にいじめが発生している可能性がある。

例えば以前まで使われていた①自分より弱い者に対して一方的にという点はネットいじめには当てはまるとは言えない。従来のいじめであれば強者と呼ばれるような子供が弱者と呼ばれるような子供に一方的に危害を加えていたがネットいじめにおいては弱者と呼ばれるような子供も加害者側になることも考えられる。ネット上においては匿名や閉鎖的空間を用いることで特定されずにいじめを行うことができるからだ。そして以前までの定義だけでなく現行の定義においても「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う」という点が学外からの児童からの誹謗中傷はいじめにはあたらないのかという疑問が出てくる。

### 2、ネットいじめの特徴

つぎにネットいじめの特徴について述べる。ネットいじめの特徴は「匿名性」<sup>2</sup>である。これはいじめの加害者のみならず傍観者にも当てはまる。加害者にとっては匿名性によって安全な場所からの攻撃を可能にし、また発見の困難さを生み出している。そして傍観者に関しては従来のいじめであれば傍観者の存在も学内にあったが、ネットいじめでは傍観者が学外にも存在し得る。この傍観者がいじめ防止のカギを握ると和久田(2019)は述べている。

---

<sup>2</sup>文部科学省 <http://www.sabae-h.ed.jp/wp-content/uploads/2020/02/%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81.pdf> (2020/11/15 アクセス)

ネットいじめがもつ発見の困難さは「匿名性」によりカモフラージュが可能であるということ以外に SNS が持つ機能的な側面も関係している。インスタグラムやツイッターなど多くの SNS ではアカウントに鍵をつけることにより設定されたフォロワー等にもみ閲覧を可能にする機能がある。これにより外部からの侵入を防ぎ、閉鎖的な空間を作り出すことができる。これにより発見の困難さを生み出している。

被害者にとっての通常のいじめとネットいじめの違いの一つとしてその場から逃れられるかどうかという点がある。今までのいじめであれば学内で行われており、家に帰れば一時的ではあるもののいじめからは逃れることができた。しかしネットいじめは子供たちが個人で所有するスマートフォンを介して行われるためどこにいても被害にあう。そのため常に精神的なダメージを受ける可能性がある。また場所だけでなく時間的な意味でも傷を負う。一度ネット上にアップロードされたものは完全に消去することは難しい。半永久的にいじめという行為が現実に残り続けるのである。

### 3、ネットいじめと傍観者

いじめというものは加害者と被害者の当事者同士の間だけでは解決することは難しい。加害者側にはシンキングエラーが発生しており、自分がしていることを遊びの延長線上にあるものにとらえ、いじめであると認識できない。そして被害者側はいじめについて拒否反応を示すことや、他者に相談することでさらにいじめが激化することを恐れ、行動に移すことが難しいのだ。そこで傍観者の存在である。オコンネルらが行った小学1年生から中学二年生までの生徒4743人を対象にした調査によると83パーセントの傍観者はいじめ状況を不愉快だと感じている。しかし傍観者として行動に移すことは容易ではない。ヘーズラーはいじめ傍観者がいじめに関与できない理由を次のように述べている。

- ① 何をすればよいかわからない
- ② 報復を恐れている
- ③ 何かをして状況をさらに悪化することを恐れている(和久田、2019)

この傍観者をいじめ解決につなげることが対策として有効な手段のうちの一つではないだろうか。従来のいじめでは学内で完結していたため傍観者の取ることができる行動も学内に集まり、故に自らに悪影響が返ってくることを懸念し行動に移せなくなってしまうケースも考えられるのではないだろうか。しかしネットいじめではその認知は学外からもされる可能性がある。そういった意味では従来よりもさらに傍観者が力を持っているといえる。

## 第二章 ネットいじめの実例

では実際にあるネットいじめとはどのようなものがあるのだろうか。

### ケース 1

2012 年に A 県で生じた少年非行の事例である。加害少年らは、市内の公園で「1 分間マツチ」と称し、男児に対して蹴る、投げる等の行為を繰り返し、全治 1 ヶ月の怪我を負わせたとされる。また報道によれば、加害少年たちは暴力行為に加え、その様子を撮影し、撮影された動画をインターネット上の投稿サイトにアップロードしていたという。<sup>3</sup>

### ケース 2

バス乗っ取り事件で、殺人などの疑いで再逮捕された少年が、投稿していたホームページの掲示板で『存在感がない』と言われた」と母親に訴えていたことが、母親の相談を受けた医師の証言でわかった。自宅に引きこもっていた少年は二月末ごろから入院する三月初めまで、掲示板への書き込みをひんぱんに繰り返し、インターネット上で「からかい」の対象になっていたとみられる。医師は「インターネット上の言葉は強烈だ。引きこもっていたところにネット上でもいじめられ、さらに疎外感を増したのではないか」と話している<sup>4</sup>。

近年では無料通話アプリ LINE 等のグループで特定の児童の存在を無視する、特定の児童を除いたグループを作成する事例や、なりすまし等があげられる。掲示板等のオープンな場所で行われるものに比べ、比較的小さい「グループ」で行われるものである。ケース 1 やケース 2 のような動画投稿サイトや掲示板ではだれでもアクセス可能であり、検索すればヒットする可能性もある。そして従来のいじめと違い一度ネット上に投稿されてしまうとそれを完全に消去することは難しい。そして LINE 等の個人間でのやり取りを主とするものやタイムライン型の SNS においてもプライバシー設定を施したものは検索しても出てくることはなく、発見が難しい。具体的な例として以下ケース 3、ケース 4 がある。

### ケース 3

メッセージアプリのグループで友達が悪口を書かれていた。ネット上だけでなく実際に無視されたり悪口を言われたりして友達ができそうにない。このようなグループがとても嫌だが、グループを退会するとそのことが同じグループに入っている全員に共有される

---

<sup>3</sup> 北嶋 健治(2020)「利用の問題の顕在化について」『学術研究：人文科学・社会科学編』68.p195 - 207

<sup>4</sup> (「バス乗っ取り少年、HP でいじめの対象? 『存在感ない』など悪口」『朝日新聞』2000.5.17 夕刊)

のでどうすれば良いか困っている。<sup>5</sup>

#### ケース 4

娘の SNS に匿名でダイレクトメッセージが送られてきたのだが、娘のことを知っているような書き方で、下の名前を言ってきたり、不適切な内容や学校のことにも含まれていた。内容から推測すると同じ学校の誰かなのだが、鍵付きで友達には教えていないアカウントだったので、娘は怖がっている。友達からは SNS を止めれば良いと言われ、今は止めている。嫌なメッセージは保存してある<sup>6</sup>。

#### ケース 5

悪ふざけで、他人を中傷する嘘の書き込みを SNS に書いてしまった。すると、その書き込みが知れ渡り、悪口を言われ炎上してしまった。自分の SNS アカウントや過去の書き込みも悪口と共に広められた。迷惑なメッセージもたくさん送られてくる。怖くなって SNS を非公開設定にすると、見えるようにするためのリクエストが送られてきた。良くない書き込みをしたのが悪いのだが、たくさんの人に悪口をたくさん書かれてとても辛い。

このケース 5 は今までのケースと違い加害者が知り合いではない。このようにネットいじめは人間関係の枠を超えたところからも攻撃される可能性がある。

つまりネットいじめの種類にはそれがオープンかクローズドか、知人間のことかそうでないかの種類が大まかに存在している。

### 第三章対策の事例

#### 1、政府、地域の対策

総務省によると教育委員会は以下のような対策をとっている

(ネットいじめの未然防止に関し工夫している取組)

- ① SNS を利用する際のルールを策定
- ② PTA、警察、事業者等で構成される「インターネット等によるいじめ対策会議」を設置

---

<sup>5</sup> 東京都民安全推進本部 相談事例

<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/consult/jirei/ijime.html> 2020/12/12 アクセス

<sup>6</sup> 東京都民安全推進本部 相談事例

<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/consult/jirei/ijime.html> 2020/12/12 アクセス



(ネットいじめの早期発見・早期対応に関し工夫している取組)

- ① 高等学校は、年 3 回実施している「いじめのない学校づくりアンケート調査」に、第三者が閲覧困難な SNS を利用したいじめに関する調査項目を設け、早期発見に努めている。平成 26 年度には、2 件のネットいじめについて認知し、早期発見につなげることができた。
- ② 中学校は、全校生徒、保護者、学校職員及び地域住民において、不適切な書き込みや画像を発見した場合には速やかに学校又は保護者に報告するなど互いを見守る体制を整備しており、校長から「『告げ口』は加害者・被害者の双方を助ける『救いの手』」と呼びかけている。
- ③ 県教委は、「ネットトラブル対策推進事業」として、i) ネットいじめに係る相談・通報窓口の運用、ii) 学校等の研修会への専門家の派遣、iii) ネットパトロールなどを重点的に実施している<sup>7</sup>。

その他埼玉県教育委員会は「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」を大津市は「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」を作成し、配布を行っている。

文部科学省は、夜間・休日を含め 24 時間いつでも子供の SOS を受け止めることができるよう、全国統一の電話番号を設定しており、2016 年度から通話料を無料化している。文部科学省はネットいじめにおける行政のすべきこととして認知件数の調査や分析を行い保護者や学校にその情報を広く提供していくことだと位置づけている。

警察は、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など、いじめを受けた子供が相談しやすい環境の整備を進めている<sup>8</sup>。

基本的に別個の事例に一つずつ対応するというより、ネットいじめそのものの分析調査、啓発活動をしているのが政府自治体の対策といえる。

## 2、非営利組織の対策

従来行われてきた対策として挙げられるのが「電話相談」である。国、民間様々な団体が電話相談を行っているがそのうちの一つの団体として NPO 法人チャイルドライン支援センターがある。チャイルドラインは「子どもの生きやすい社会をめざして」を掲げ 1999 年に設立された団体である。約 2000 人のボランティアが交代で電話を受けており子どもから

---

<sup>7</sup> 総務省インターネット上のいじめ対策の取組状況

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000538668.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000538668.pdf) 2020/12/12 アクセス)

<sup>8</sup> 平成 30 年版子供・若者白書 (概要)

[https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h30gaiyou/pdf/b1\\_02\\_02.pdf](https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h30gaiyou/pdf/b1_02_02.pdf) 2020/1/6 アクセス

の着信は年間 20 万件にもおよび、電話相談が対策として主流であるといえる。電話相談の利点として考えられるのは声により相談者の心理状態がわかりやすいということである。これにより状況に応じた適切なアプローチを可能にしている。「子どもの話を聴くとき、主人公は子どもです。子どもが安心して話ができるように、お互いに名前などの個人情報も明かしません。子どもを一人の人間として受けとめることで、子どもの目線に立ってものごとを理解し、子どもの主体性を尊重し、大人の考えを押し付けないように気をつけて話を聴いていきます。子どもがもともと持っている自己解決力を信じ、話を聴いていくことで、子ども自身が気持ちを整理できることもあります。誰かに話をすることで気持ちが軽くなったり、次の一步を踏み出せるようお手伝いしています。」<sup>9</sup>とあるように会話をする事自体が自己肯定感を高めることにつながる。子供たちに居場所を作り出すことができるのである。ネットいじめの被害者側の特徴として加害者を正確に認知することが難しい場合があるという点や、その場から立ち去る等をして逃げる事が難しいという点がある。そういったいじめを受けている児童に相談相手や居場所を確保することができるという点で効果的だ。また実際にリアルタイムの声を通して行われる電話は相手の心理状況等を把握することができる。より適切なアプローチをすることが可能である。

チャイルドラインに来た相談内容のうち 22.2%が学校に関するものであり、そのうち 20%がいじめ被害に関する相談である。チャイルドラインは解決策の提供を目的としているわけではなく、子供の考えを整理することの手助けや安心感を与えることで援助している。

しかし電話相談には現代の子供にはハードルが高いのではという問題点がある。スマートフォンの普及により現代の主なコミュニケーションツールとして LINE 等のチャットアプリが広く使われており、電話をすることに以前より親しみが無い。

その他非営利団体の活動としては講演会や授業でのいじめ防止活動があげられる。

### 3、民間企業の対策

#### STOPit

STOPit とはストップイットジャパン株式会社によって運営されている匿名で相談、報告可能なプラットフォームである。28自治体350校12万人の支援を行っている。

STOPit の仕組みは導入された自治体、学校の子供たちはいつでもスマートフォン等のアプリから匿名で相談員に相談、報告が可能であり、いじめの早期発見につながる。相談員は

---

<sup>9</sup>チャイルドライン チャイルドラインとは

[https://childline.or.jp/supporter/cl\\_center#a06](https://childline.or.jp/supporter/cl_center#a06) (2020/11/15 アクセス)

必要に応じて相談者本人の意向に沿って学校等に報告することができる。

ネットいじめに関して有効な点は証拠の提出が可能であるという点だ。ネット上で行われるいじめはその特性上実際に送信された誹謗中傷を含むメッセージや画面を保存し、証拠とすることができる。それを STOPit 等のメッセージでやり取りを行うプラットフォームでは容易に証拠を提出することができる。ネットいじめの特徴の一つとして閉鎖空間を作り出し一部の人間にのみ公開するという手法がある。その一部に含まれる傍観者が行動に移せる場合 STOPit は提供することができるのである。本人の同意なく個人を特定することをせずに、いじめの存在のみを学校に報告することが可能であり、学校側もそれに対して対策が打てる。そして傍観者が行動できない理由である次を解決することに有効である。

①何をすればよいかわからない

②報復を恐れている

明確に報告をし、解決につながる場所として STOPit は存在している。子供たちが自らの力のみで解決しようとするれば、結果として何をすればよいかわからなくなる。しかしいじめを目撃した場合の行動、フォーマットとして機能することができる。そして STOPit の特性上匿名で報告が可能である。教員等に直接子供が報告することに比べて目撃される心配もない。そのため特定され報復されるリスクも少ない。そしてネットいじめは従来のいじめよりも発見が困難であるため発生前に抑止することが重要である。そこで STOPit 等の民間業者が学校と提携し、監視、報告体制を整えることがそもそも抑止的效果を発揮する。

懸念点としては電話相談と違い文章でやり取りが行われるため、相手側の精神状態を把握することが容易ではないということがある。しかしむしろ電話相談と違い、一人の相談員が同時に複数の相談に対応可能だったり、一次対応にはシステムで対応したりと、チャット相談にはチャット相談の、電話相談には電話相談のメリットデメリットがある。どちらが優れているという話ではなく共存が必要である。

一方で課題としてはスマートフォン等を持っていない児童への対応等があげられる。

#### 4、SNS プロバイダ側の対策

SNS 側のネットいじめ対策はどのようなことが行われているのだろうか。

いじめ対策を積極的に行っている SNS として TikTok があげられる。TikTok はユーザーが取れる対応として以下を用意している。

- ・ユーザーの報告
- ・コメントの報告
- ・動画の報告
- ・中傷などの被害にあった場合、その人をファンからブロックすることができます。

この項目の報告に当たってはアプリ内の不適切コンテンツを発見するため、総務省が運営

するインターネット違法・有害情報相談センターとの連携も発表した。すでに TikTok は、コミュニティガイドラインに沿わない不適切なコンテンツをアプリ内で通報できる機能があるほか、メールでの報告も受け付けている。今回の連携はセンターに寄せられたクレームのうち、明白な権利侵害（プライバシー侵害や名誉毀損など）について、TikTok に「直接連絡できるルートをつくった」（Bytedance 公共政策本部長の山口琢也氏）ものだという。<sup>10</sup>

さらにペアレンタルコントロールの機能も拡充させ親子で以下の対応を可能にしている

- ・ 使用時間制限
- ・ 使用制限（不適切なコンテンツの表示を制限する）
- ・ ダイレクトメッセージ（DM）管理（DMを送信できる人の範囲を設定する）

また LINE は全国の学校や自治体、関係機関において、ネットリテラシー啓発活動が無償で行っている。教材に関しても無償でダウンロードすることが可能である<sup>11</sup>。こどもだけでなく教員や保護者への啓発活動を行っているという点が効果的だ。デジタルネイティブに当たる子供だけでなく自らの学生の経験にスマートフォン等が存在しなかった大人世代が正しい情報モラル、教育方法を身に着けることなくしてただしい対策も講じることは難しい。

このように SNS 側の対策としては機能的対策と啓発活動のような社会的活動に分けられるだろう。

#### 第四章 考えられる対策の形

ネットいじめ対策として有効なアプローチは未然に防ぐこと、SNS 側の技術的対策、報告体制を整備することが考えられる。

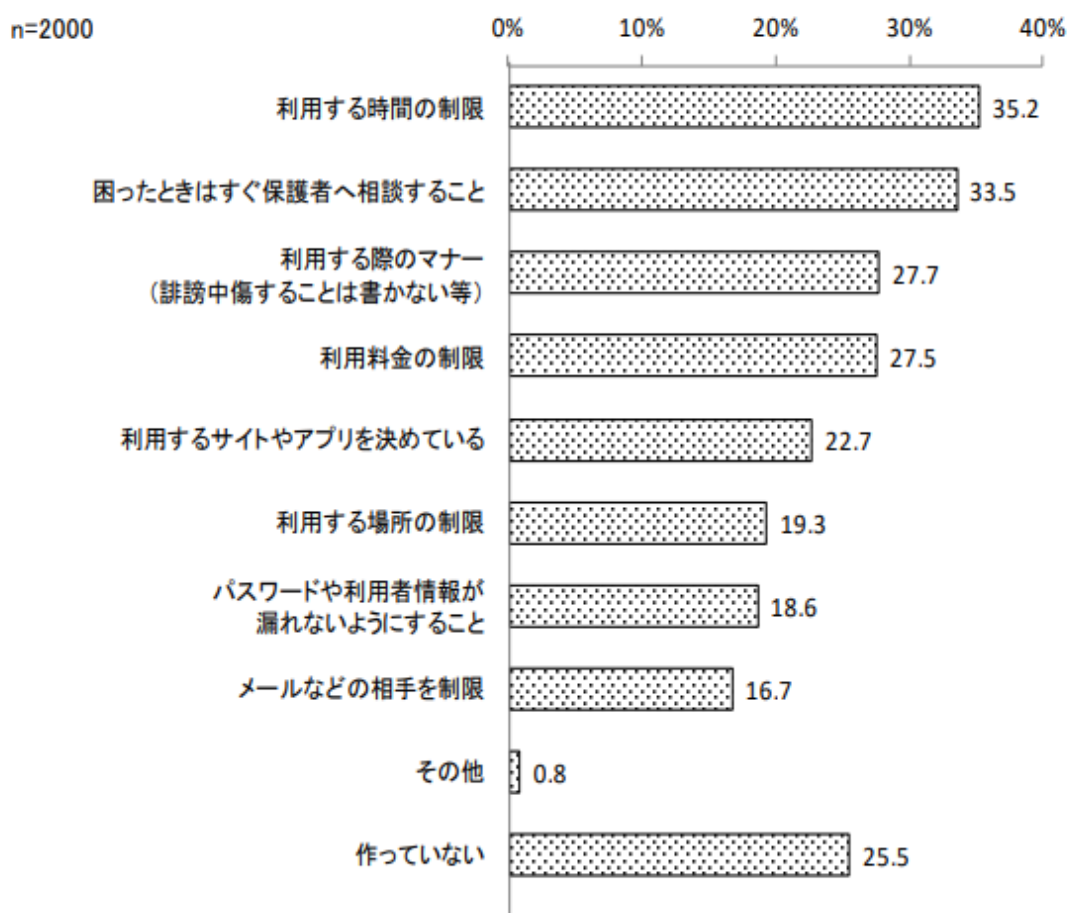
未然に防ぐことの重要性はネットを介したいじめかどうかに限らず高いが、筆者はネットいじめにおける方がより未然に防ぐことの重要性が増すと考える。理由としてネットいじめの発見の困難さやデジタルタトゥー（一度 WEB 上に記録されたデータが容易に消去できない様を入れ墨に例えた言葉）としての側面がある。発見が困難であるなら発生前に対策を講じるという単純な考えだが、ネットいじめだからこそ有効である。基本的に子供がインターネットに触れるきっかけはその親がスマートフォン、PC 等を与えることだろう。その時に情報モラルについてルールを制定しているだろうか。

---

<sup>10</sup> Businessinsider TikTok がいじめ対策を強化。増え続ける“ネットいじめ”に親の監視を <https://www.businessinsider.jp/post-191805> (2020/12/5 アクセス)

<sup>11</sup> LINE みらい財団 講師派遣 <https://line-mirai.org/ja/proposal/> (2020/12/12 アクセス)

図3 家庭内でのルールの制定の有無とその内容



(東京都都民安全推進本部家庭における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する調査結果報告書(概要版)

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/05/09/documents/16\\_01.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/05/09/documents/16_01.pdf)  
2020/12/10 アクセス)

図3によると利用するマナーについて決めている家庭は27.7%である。学校によってはスマートフォンの持ち込みが禁止されている学校もあり、多くの学生がスマートフォンを利用する時間は学校外、家庭等であろう。そのために家庭でのルール制定がネットいじめを減らすことに作用する余地は多いのではないだろうか。その時に先述したLINEが行っている啓発活動や教材の提供が有効である。

SNS プロバイダ側のいじめ対策にも期待したい。ネットいじめの発見が困難であることの要因である閉鎖的な空間をつくり、検索等では発見できないという点。これに対応するためにはSNS側の対応が不可欠である。一般ユーザーにはシステムを超えて対応することはできない。例えばネットいじめを発見するためのシステムの導入である。SNSを用いて送信されたメッセージや画像、動画等に暴力的な表現や誹謗中傷が含まれる場合に運営に報

告がされるようなものがあればその後運営側で対応が可能になるのではないだろうか。匿名性という特徴についてもそれが事件の場合に警察の捜査によって個人を割り出すことも可能であるがネットいじめという単位で教員や個人が解決することは難しい。そのためシステムの改良が有効な手段だと考える。しかしここで留意すべきは機械的な対応だけでは根本の解決にはならないということである。SNS のシステムのせいでいじめが起きているのではなく原因は人間関係や学校生活にかかわることである。

報告体制を整備することは先述したような傍観者が行動に移しやすくなる可能性が一つの理由である。ネットいじめは通常より傍観者の数が多く、また逆に一部に限定される場合がある。学内のいじめであれば教員等が目撃し、対応に移れるケースもあるだろう。しかしネット上ではそうとも言い切れない。そこでいち早く問題を解決するためには傍観者が行動に出ることが必要ではないだろうか。そして具体的な対策として例に出した STOPit のような民間企業と学校とが提携するケースは学校内に外部、外の社会とのつながりを持たせるといった意味合いも大きい。

## おわりに

普段何気なく使っているスマートフォン、PC それらを用いて利用している SNS。インターネット上のモラルやルールについて正しく把握し、また説明できる人は利用者のうちどれほどだろうか。

先述したようにネットいじめが起きる原因は SNS やインターネットが悪いのではない。それを踏まえたうえで未然に防ぐために情報モラル教育を徹底すること、実際にネットいじめが発生してしまった場合に対応するため傍観者、被害者等が行動に移せるように報告体制を整備することが必要だと考える。そして何より保護者や教員がネットいじめの危険性について十分な理解をしていることが重要である。

国や教育機関が大まかな対策をとることも重要だが個別に家庭や教員が高い意識をもって取り組むことが理想だ。そのうえで有効な対策として STOPit のような傍観者が行動に移しやすい対策や保護者や教員が正しい対応をとれるように啓発活動、マニュアルを配布すること、SNS プロバイダ側の技術的な対策等が有効な対策である。当事者間で解決が難しいのであれば、被害者や傍観者が取れる選択肢を増やすべきである

## 参考文献

- 和久田学(2019)『学校を変えるいじめの科学』日本評論社  
天野彬(2017)『シェアしたがる心理』宣伝会議  
北嶋 健治(2020)「利用の問題の顕在化について」『学研究：人文科学・社会科学編』（早稲田大学教育・総合科学学術院教育会）68. p 195 - 207  
「バス乗っ取り少年, HP でいじめの対象?『存在感ない』など悪口」『朝日新聞』2000.5.17 夕刊

## 参考 URL

- ICT 総研 2018 年度 SNS 利用動向に関する調査 <https://ictr.co.jp/report/20181218.html>  
(2020/10/15 アクセス)  
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm) (2020/10/15 アクセス)  
チャイルドライン チャイルドラインとは [https://childline.or.jp/supporter/cl\\_center#a06](https://childline.or.jp/supporter/cl_center#a06)  
(2020/11/15 アクセス)  
文部科学省 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
<http://www.sabae-h.ed.jp/wp-content/uploads/2020/02/%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81.pdf> (2020/11/15 アクセス)  
東京都民安全推進本部家庭における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する調査結果報告書（概要版）  
[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/05/09/documents/16\\_01.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/05/09/documents/16_01.pdf)  
(2020/12/10 アクセス)  
東京都民安全推進本部 相談事例  
<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/consult/jirei/ijime.html> (2020/12/12 アクセス)  
LINE みらい財団 講師派遣 <https://line-mirai.org/ja/proposal/> (2020/12/12 アクセス)  
Businessinsider TikTok がいじめ対策を強化。増え続ける“ネットいじめ”に親の監視を  
<https://www.businessinsider.jp/post-191805> (2020/12/5 アクセス)  
平成 30 年版子供・若者白書（概要）  
[https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h30gaiyou/pdf/b1\\_02\\_02.pdf](https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h30gaiyou/pdf/b1_02_02.pdf) (2020/1/6 アクセス)